

# 資料 1-3

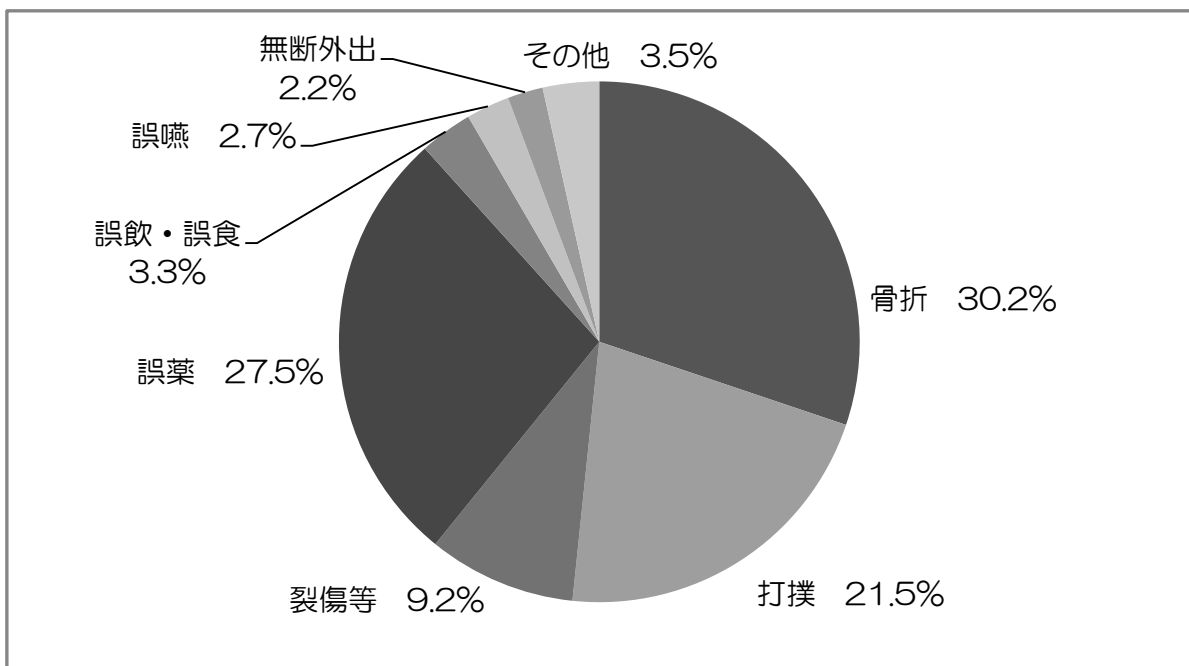
## 事故の発生状況について

### 1 事故の内容

区分	平成25年10月～平成26年9月届出		平成24年10月～平成25年9月届出	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
骨折	1001	30.2%	568	35.7%
打撲	713	21.5%	348	21.9%
裂傷等	305	9.2%	157	9.9%
誤薬	913	27.5%	191	12.0%
誤飲・誤食	108	3.3%	51	3.2%
誤嚥	91	2.7%	31	1.9%
無断外出	72	2.2%	77	4.8%
その他	116	3.5%	169	10.6%
合計	3319	100%	1592	100%

#### ※ 表1 事故の区分

平成25年10月から平成26年9月末までに札幌市に提出された「事故等発生状況報告書」について、事故の区分ごとに割合を算出しました。昨年の同時期に比較すると、「誤薬」の構成比が著しく高くなったことがわかります。

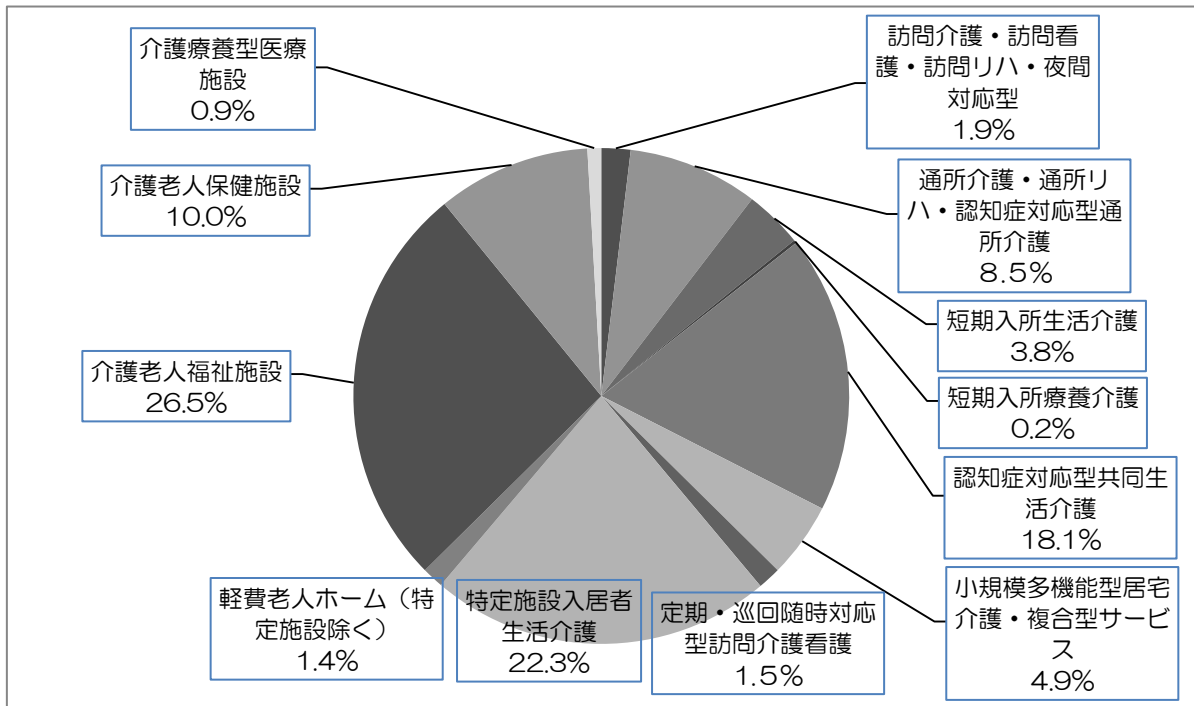


## 2 サービス種別ごとの事故報告件数

サービス種別	平成25年10月～平成26年9月届出		平成24年10月～平成25年9月届出	
	件数	構成比 (%)	件数	構成比 (%)
訪問介護・訪問入浴・ 訪問看護・訪問リハ・夜間対応型	62	1.9%	48	3.0%
通所介護・通所リハ・ 認知症対応型通所介護	282	8.5%	215	13.6%
短期入所生活介護	127	3.8%	81	5.1%
短期入所療養介護	8	0.2%	2	0.1%
認知症対応型共同生活介護	601	18.1%	562	35.6%
小規模多機能型居宅介護 複合型サービス	162	4.9%	121	7.7%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	51	1.5%	15	0.9%
特定施設入居者生活介護	740	22.3%	164	10.4%
軽費老人ホーム（特定施設除く）	46	1.4%	23	1.5%
介護老人福祉施設	878	26.5%	192	12.2%
介護老人保健施設	333	10.0%	136	8.6%
介護療養型医療施設	29	0.9%	20	1.3%
合計	3319	100%	1579	100%

※ 表2 サービス種別ごとの事故報告件数

平成25年10月から平成26年9月末までに札幌市に提出された「事故等発生状況報告書」について、サービス種別ごとに割合を算出しました。「特定施設入居者生活介護」と「介護保険施設」の合計件数が、全体の6割程度を占めています。



### 3 事故の事例と再発防止策

#### (1) 誤薬の事例

##### ■ 事例

朝食後薬を本来服薬すべき入居者に渡さずに、別の複数の入居者に配薬してしまい、他入居者の申し出により間違いに気付いた。

##### ■ 再発防止策

- ・薬箱の色や形等を別のものにして区別する。
- ・薬のチェックから配薬の一連の作業を2人以上で行う。
- ・配薬時に入居者の名前を声だし確認する。
- ・配薬内容をスタッフ全員が把握するよう努める。
- ・スタッフ会議で配薬体制について全職員に周知する。

#### (2) 誤嚥の事例

##### ■ 事例

夕食後、溜め込み、痰からみと顔面紅潮が見られたため、タッピングを行い、食残と痰を取り除き食事を中止した。顔面紅潮無くなったため、他利用者の配膳作業で席を離れ、5分程経過した後、食席で顔面蒼白の状態で見つけた。

##### ■ 再発防止策

- ・食事介助に専念できる人員が整ってから食事介助を行う。
- ・食事終了後、口腔ケアを行い残食が無いことを必ず確認する。
- ・痰がからんでいるときは、看護師の指示を仰ぐ。
- ・水分で口腔内を潤し、食事摂取を行う。
- ・食事時の姿勢、意識状態を確認しながら食事介助を行う。

#### (3) 骨折の事例

##### ■ 事例

入居者がトイレの床に座っているのを発見した。何があったのか尋ねたところ、「トイレに行こうとしてふらついた」と話される。

##### ■ 再発防止策

- ・夜間帯（特に早朝）動きが鈍く、ふらつくことが多いため、居室から出たことがわかるよう居室入口のカーテンレールにフックを掛けて鈴を下げ、トイレ時の歩行確認を行う。
- ・歩行時には、居室履きのマジックテープがしっかり止まっているか確認する。
- ・家族と相談し、マジックテープがない靴の購入を検討していただく。
- ・歩行時は手摺を使用するよう、その都度本人に声掛けを行う。

### **事故が発生した場合は・・・**

事業者として、同様の事故が再発しないよう防止策を考え、必要な体制を整えることが大切です。事故が起きた状況や利用者の心身の状況等を踏まえ、従業員の心構えなどの意識喚起だけでなく、具体的な再発防止策について検討してください。

## **4 事故が発生した場合の届出について**

介護保険法等では、指定介護保険事業者は、介護サービス提供中等に事故が発生した場合、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないと規定されています。

札幌市に所在する介護保険施設等において、事故が発生した場合は、「**札幌市介護保険施設等における事故発生時の報告取扱要綱**」に基づき必要な報告を行っていただきますようお願いいたします。この要綱は、介護保険事業者から、サービス提供中等に発生した事故を、速やかに札幌市に報告し、事故の再発防止に資することを目的としています。

事故報告を行う際は、以下のアドレスより、札幌市ホームページをご確認ください。<http://www.city.sapporo.jp/kaigo/k200jigyo/k250jiko.html>